

令和6年4月から、B型・C型肝炎ウイルスが原因の 肝がん・重度肝硬変の 医療費助成制度が変わります

◆肝がん・重度肝硬変の自己負担額について、
高額療養費の限度額を超えた月の要件が次のとおりとなります。

～R6.3
過去1年間で3月以上



R6.4～
過去2年間で2月以上

この医療費助成の 対象となる方

住民票の住所が山口県内で、公的医療保険に加入されている方のうち、以下①～④の要件を全て満たす方

- ①B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん又は重度肝硬変と診断された方
- ②世帯年収が概ね370万円以下の方
- ③肝がん・重度肝硬変の治療研究に協力していただける方
- ④以下の保険適用の対象治療について、自己負担額が高額療養費の限度額を超えた月が過去2年間で2月以上ある方
 - ◎肝がん又は重度肝硬変の入院治療
 - ◎肝がんの分子標的薬を用いた化学療法・肝動注化学療法・粒子線治療による通院治療



申請・助成制度利用の流れ

- ①この助成制度の対象治療を受け、自己負担額が高額療養費の限度額を超えた月が過去2年間で2月以上の見込みになりましたら、指定医療機関で臨床調査個人票(診断書)と医療記録票を記載してもらい、同意書(臨床調査個人票の下部)に氏名を記載します。
- ②申請書、臨床調査個人票、医療記録票等を揃え、管轄の健康福祉センター又は下関市立下関保健所に申請します。認定されれば県から参加者証が送付されます。
- ③指定医療機関でこの助成制度の対象治療を受け、自己負担額が高額療養費の限度額を超えた月が過去2年間で2月以上の場合、自己負担額が1医療機関当たり月額1万円となります。指定医療機関・調剤薬局で参加者証と医療記録票を提示してください。

(注)通院治療の場合、いったん高額療養費の限度額までお支払いいただき、後日、県に請求することで医療費を助成します(償還払い)。

(注)申請に必要な書類や指定医療機関の一覧については、山口県ホームページをご覧ください。

山口県 肝がん 重度
肝硬変



ご不明なことは 山口県 健康福祉部 健康増進課 までどうぞ
電話:083-933-2950、FAX:083-933-2969